

② 米施政下の法令および措置

琉球列島の地理的境界

米国民政府布告第二七号
昭和二十八年（一九五三）十二月二十五日

琉球列島住民に告ぐ

一九五一年九月八日調印された対日講和条約の条項及び一九五三年十二月二十五日発効の奄美諸島に関する日米協定に基づき、これまで米政府布告、布令及び指令によって定められた琉球列島米国民政府及び琉球政府の地理的境界を再指定する必要があるため、本官、琉球列島民政副長官、米国陸軍少将、ダヴィド・A・D・オグデンは、ここに次のとおり布告する。

第一条 琉球列島米国民政府及び琉球政府の管轄区域を左記地理的境界内の諸島、小島、環礁及び岩礁並びに領海に再指定する。

- 北緯二八度・東経一二四度四〇分を起点とし、
- 北緯二四度・東経一二二度、
- 北緯二四度・東経一三三度、
- 北緯二七度・東経一三一一度五〇分、
- 北緯二七度・東経一二八度一八分、
- 北緯二八度・東経一二八度一八分の点を経て起点に至る。

第二条 前記境界を越えて境界の設定又は管轄の実施を指定する琉球列島米国民政府布告、布令、指令、命令、又はその他の規定はここに前条に準じて改正する。

第三条 この布告は、一九五三年十二月二十五日から施行する。民政長官の命により発布する。

民政副長官

米国陸軍少将

ダヴィド・A・D・オグデン

琉球政府章典（抄）

米国民政府布令第六八号
昭和二十七年（一九五二）二月二十九日

改正 昭和四十三年八月十二日第十四号

第一章 総 則

第一条 琉球政府の政治的及び地理的管轄区域は、左記境界内の諸島、小島、環礁及び領海とする。

北緯二八度東経一二四度四〇分の点を起点として北緯二四度東経一二二度北緯二四度東経一三三度北緯二七度東経一三二度五分北緯二七度東経一二八度一八分北緯二八度東経一二八度一八分の点を経て起点に至る。（改正五）

群島組織法

米合衆国軍政府布令第三二号

昭和二十五年（一九五〇）八月四日公布

昭和二十五年（一九五〇）九月一日施行

昭和二十七年（一九五二）三月十五日廃止

第一章 群島の設立及び管轄

D 八重山群島は、左の境界線内の島及びその低潮線より三海里の水域とする。

北緯二七度、東経百二十四度二分を起点とし、北緯二十四度、東経百二十二度の点、北緯二十四度、東経百二十四度四十分の点を経て起点に至る。

2 本令により設立する四群島の行政管轄は、前項各区域に限る。

3 各群島の政庁所在地は、左の通りとする。政庁所在地を変更しようとするときは、住民投票を行い、総選挙人名簿又は補充選挙人名簿による確定選挙人数の百分の七十以上の者の投票がなければならぬ。

A 奄美群島の政庁所在地は、名瀬市とする。

B 沖縄群島の政庁所在地は、那覇市とする。

C 宮古群島の政庁所在地は、平良市とする。

D 八重山群島の政庁所在地は、石垣市とする。

刑法並びに訴訟手続法典（抄）

一九五五年三月十六日

米国民政府布令第一四四号

施行 一九五五年四月九日二十四時

最終改正 一九七〇年七月七日改正第二五号

第一部 米政府裁判所

第一章 基本法

一、一、一 琉球列島の領土及び領海並びに住民に対する行政、立

第一条 第十軍本部一九四五年九月七日附降伏文書所定の琉球列島及び北緯三十度以南近海を四区域に分ち、各区域は爾今、これを群島と称する。

A 奄美群島は、左の境界線内の島及びその低潮線より三海里の水域とする。

北緯三十度、東経百二十度を起点とし、北緯二七度三十分、東経百二十四度二十分の点、北緯二七度三十分、東経百二十八度の点、北緯二十六度五十五分、東経百三十一度五十分の点、北緯二十九度、東経百三十一度の点及び北緯三十度、東経百三十一度三十分の点を経て起点に至る。

B 沖縄群島は、左の境界線内の島及びその低潮線より三海里の水域とする。

北緯二七度三十分、東経百二十四度二十分を起点とし、北緯二七度三十分、東経百二十八度の点、北緯二十六度五十五分、東経百二十八度二十分の点、北緯二十六度五十五分、東経百三十一度五十分の点、北緯二十四度、東経百三十三度の点、北緯二十四度、東経百二十八度の点及び北緯二十七度、東経百二十四度二分の点を経て起点に至る。

C 宮古群島は、左の境界線内の島及びその低潮線より三海里の水域とする。

北緯二十七度、東経百二十四度二分を起点とし、北緯二十四度、東経百四十四度二十分の点及び北緯二十四度、東経百二十八度の点を経て起点に至る。

法及び司法のすべての権限は、合衆国政府に付与され、琉球列島高等弁務官及び琉球列島米国民政府を通じて行使される。

本条……一部改正（一九五八年七月改正七号）

二、一、九 本法にいう「全琉球列島領域」とは、左記境界内のすべての土地、岩石、岩礁、砂洲及び海をいう。

北緯二十八度・東経百二十四度四十分の点を起点として

北緯二十四度・東経百二十二度の点

北緯二十四度・東経百三十三度の点

北緯二十七度・東経百三十一度五十分の点

北緯二十七度・東経百二十八度十八分の点及び北緯二十八度・東経百二十八度十八分を経て起点に至る。

琉球列島出入管理令（抄）

一九五四年二月十一日

米国民政府布令第一二五号

最終改正 一九六一年十二月八日 改正第一〇号

第一章 目的

第一条 この布令は、米軍要員及び琉球列島居住者以外のすべての者の琉球列島出入に関する管理及び手続並びに登録を制定することを、その目的とする。

第六条 琉球列島

左記境界内の諸島及び領海から成る。

北緯二八度、東経一二四度四〇分の点を起点とし

を知らないために偶然同列島に立ち入る漁夫もあると思われる。つまり、尖閣列島に立ち入る場合に入域許可が必要であることをほんとは知らないで、事実領域侵犯をすることがあるということである。このような誤解を少くするために、尖閣列島の各島、すなわち琉球列島の領土に上陸する者に対し、事前に琉球出入管理当局から入域許可を得ること、事前に手続をとらない場合には、琉球の法令に基づき起訴され、罰せられることを警告する恒久的な揭示を上陸しそうな地域の各見やすい場所に立てよう提案したい。（勿論、琉球の領土に緊急入域を要する不可抗力な事情は考慮される）この揭示は、英語、日本語および中国語の三ヶ国語で書いた方が有効だと思う。

琉球の領土に対する今後の不法侵犯を最少限に喰い止めるためのこれらの提案に対する貴殿の意見をきかせていただければ幸甚と存じます。 敬具

民政官 スタンレー・S・カーペンター

琉球政府行政主席

松岡政保殿

その二

出総第一九九四号

一九六八年十月二十一日

琉球列島米国民政府

琉球政府行政主席 松岡政保

北緯二四度、東経一二二度
北緯二四度、東経一三三度
北緯二七度、東経一三一一度五〇分
北緯二七度、東経一二八度一八分
北緯二八度、東経一二八度一八分の点を経て起点に至る。

尖閣列島に対する警告板の設置に関する米琉往復書簡

その一

陸軍省琉球列島米国民政府民政官室

一九六八年九月三日

親愛なる松岡主席殿

最近、琉球政府警察の巡視艇「チトセ」が尖閣列島を巡視したため、同列島内の南小島に不法入域した台湾の解体作業員は、同島から出て行った。聞くところによると、彼等は道具をたたくで琉球の領域を離れたとのことである。

今後この地域における不法入域をなくするために不定期に現場点検を行なう制度を確立すべきであると信ずる。そのために、本官は軍の航空機が時々尖閣列島上空を飛ぶように手配中であります。貴政府警察当局が時々同列島を巡視するように手配すれば、なお有効だと信ずる。混乱を防ぐため、お互いの巡視活動について絶えず連絡をとるべきことは勿論である。

なお、正確な航行ができないため、または同列島の領土上の地位

民政官スタンレー・S・カーペンター殿

尖閣列島に関する米国民政府民政官書簡について（回答）

拝啓

一九六八年九月三日づけ貴書簡を拝読する光栄に浴します。

貴書簡にもられた諸提案は諸般の情勢から考慮したとき、もっとも有意義であり、かつ適切なご提案であり本職として原則的に同意することを表明します。

貴提案を具体的に実効あらしめるために、本職は可能な限り適当な対策を講じ貴官の意に添うよう努める所存であります。

一筆付記させていただければ、貴書簡に示された軍の航空機による随時警戒飛行計画が当政府警察局による警備艇の配置と合せて実施されれば幸いに存じます。

貴提案のその他の事項および当政府計画の実施については巡視艇の配置、警告板の設置保全など多額の経費を必要としますので貴官の絶大なるご配慮を御願いたします。 敬具

その三

一九六九年三月二十八日

尖閣列島における警告板の設置について

琉球列島米国民政府

公安局長 ハリマン・N・シーモンズ殿

琉球政府出入管理庁長

標題については一九六八年九月三日づけ民政官書簡に対して、当